

資料1

令和元年(2019年)6月24日
 子ども・子育て支援審議会資料
 児童部保育幼稚園室

特定教育・保育施設等の利用定員の設定等について

【2・3号認定子ども】

(単位:人)

施設名	認可定員(認定定員)					確認による利用定員					備考
	2号	3号			小計	2号	3号			小計	
		0歳児	1・2歳児	計			0歳児	1・2歳児	計		
山田・千里丘地域、ニュータウン地域											
私保 (仮称)万博れんげ保育園	66	9	24	33	99	17	9	24	33	50	
小計	66	9	24	33	99	17	9	24	33	50	
合計	66	9	24	33	99	17	9	24	33	50	

- (1) 左欄の「公」は公立、「私」は私立を意味し、次欄の「こ」は認定こども園、「保」は保育所、「幼」は幼稚園、「小」は小規模保育事業、「事」は事業所内保育事業を意味します。また、類型については備考欄に記載しています。
- (2) 入園予定人数が利用定員を超えた場合は、各認可定員の範囲までの間で利用定員を再設定する予定です。

認定区分	対象者	主に利用できる施設等
1号認定子ども	幼稚園等で教育を希望する満3～5歳児	幼稚園、認定こども園
2号認定子ども	保育を必要とする事由に該当する満3～5歳児	保育所、認定こども園
3号認定子ども	保育を必要とする事由に該当する0～2歳児	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所